

聖泉大学

令和6年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

聖泉大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神に基づき大学の使命・目的を定め、学則に明記するとともに、教育研究上の目的を定めてそれを簡潔明瞭に文章化している。使命・目的及び教育研究上の目的は大学の個性・特色を反映したものであり、ホームページ、大学案内、学生便覧等に掲載し、入学式や学位記授与式での学長式辞等の機会を通じて学生や教職員の理解を求め、学内外に周知を行っている。社会情勢や地域課題に対応すべく教育研究組織の改編やカリキュラム改革を進め、使命・目的及び教育研究上の目的との整合性の検証と三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを図っている。「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画」、三つのポリシーに使命・目的及び教育目的を反映し、達成に必要な学部・学科、研究科、別科、附属施設等の教育研究組織を整備している。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で公表し、適切な体制のもと入学者選抜を実施している。担任制とチューター制を取入れ、学生が相談しやすい体制を整えている。障がいのある学生については支援に関するガイドラインに基づき適切に配慮している。学生サービス、厚生補導のための組織を整備し、全学学生委員会、学部学生委員会、学生課、保健室、カウンセリングセンター等が連携して対応を行っている。大学独自の奨学金制度のほか、ボランティア活動への経済的支援を行っている。学生らが自由に集い共に学びあう空間「Learning Commons（学びあえる空間）」を設置するなど、教育目的達成のための環境を整備している。いち早く学生の意見を聴き、授業改善につなげるため、授業評価アンケートでは中間アンケートを実施している。「一言意見箱」など学生の意見・要望をくみ上げる仕組みがあり、学修環境の改善などに努めている。

〈優れた点〉

○「学生ボランティア活動への支援に関する規程」を作成し、地域連携交流センターの教職員と学生が一体となり地域貢献活動を積極的に行っている点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを策定し、ホームページ等で公表している。シラバスではディプロマ・ポリシーと各科

目との関連性と成績評価基準を示しており、単位認定基準とディプロマ・ポリシーを関連付けている。単位認定、進級基準、卒業認定基準等を適切に設定し、履修要項で学生に周知している。教養教育科目を体系的に編成している。授業参観の実施、ティーチング・ポートフォリオの作成・公表により組織的な教授方法の工夫と改善に取り組んでいる。成績評価、授業評価アンケート、ディプロマ・サプリメント、資格取得・就職・進路状況、学生調査・卒業生アンケート等に基づき学修成果の点検・評価を実施している。授業評価アンケートの内容の見直しや評価方法の改善を行い、教員にはアンケート結果をフィードバックし、結果に対する報告書の提出を求めるなど、教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

「基準4. 教員・職員」について

学長が「教育研究評議会」など主要会議体の議長となるなど、学長のリーダーシップが発揮できる体制を整えている。規則等を適切に整備し、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントを構築し、機能させている。教員の採用・昇任等の審査に必要な諸規則を適切に整備・運用し、教員評価のための規則を設け、大学の教育・研究の質的向上に努めている。「FD・SD委員会」を設置し、全学的なFD(Faculty Development)研修の実施やティーチング・ポートフォリオの導入・促進等により教育内容・方法の改善、教育の質的向上に取り組むとともに、SD(Staff Development)活動についても組織的に実施している。研究室などの研究環境や研究倫理に関する規則等の整備を行っている。個人研究費については独自の競争的資金の配分を規定し、規則にのっとり研究費の適切な配分を行っている。外部資金獲得のための学習会の開催など、獲得に向けた取り組みを実施している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

教育基本法、学校教育法の遵守を寄附行為に定めるなど諸規則を整備し、規律と誠実性の維持に努め、適切に経営している。策定した中期目標・中期計画の達成に向け、年度計画の進捗状況管理を行っている。節電・ペーパーレス化の促進やハラスメント防止に関するガイドラインなどの整備を行い、環境保全、人権、安全に配慮した運営を行っている。理事、監事、評議員の選任は適切に行われている。理事会は学校法人及び大学の運営に係る重要事項を審議しており、意思決定体制が機能している。各理事の担務を定め、職員とともに業務遂行に当たっている。理事長による「学長等協議」及び「学部長面談」を定期的で開催し意思疎通と連携を図っている。監事の職務執行は適切であり、理事会・評議員会への出席状況も良好である。評議員会は寄附行為に基づき適切に機能している。会計処理、会計監査、監事及び監査法人の監査を適切に実施している。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針を定め、体制を図式化し、内部質保証を推進する組織の権限と役割分担の全体像を分かりやすく明示している。「自己点検・認証評価委員会」を中心とした内部質保証のための組織を構築し、学長が統括責任者となり、教育、研究、管理運営等の状況についての点検・評価と改善が実施できる体制となっている。内部質保証につながるPDCAサイクルの仕組みを構築し、アセスメント・ポリシーにのっとり三つの

ポリシーを起点とした自己点検・評価を毎年度実施し、実施後には「自己点検評価報告書」を作成し、ホームページで情報を公開している。中期目標・中期計画に基づく毎年度の年度計画について年3回進捗管理を行い、自己点検・評価結果を学内で共有している。共有した課題等については次年度の事業計画や次期中期目標・中期計画に反映しており、大学運営の改善・向上に向けた内部質保証の仕組みは機能している。

総じて、大学は、建学の精神「人間理解と地域貢献」に基づき、学長のリーダーシップのもと、人間に対する理解を深め広く社会と地域に貢献できる人材の育成を目指し、多彩な地域貢献活動などを積極的に取入れた教育研究活動に取り組んでいる。

今後も、自主的・自律的な内部質保証に向け、組織的な自己点検活動による地域社会に根差した教育研究活動の推進と、教育研究のより一層の向上に期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携と社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. SDGs を活用した、豊かに働き生活できるびわ湖東北部地域連携
2. 高大連携講座
3. 学内環境改善に向けたガーデニング

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

学校法人聖泉学園の建学の精神「人間理解と地域貢献」に基づき、学則及び大学院学則に大学と大学院の目的を具体的に明文化し、学部・研究科それぞれの教育研究上の目的を定め、分かりやすく簡潔に文章化している。

使命・目的及び教育研究上の目的は大学の個性・特色を反映し、ホームページ、学生便

覧等に明示している。

社会情勢や地域課題に対応すべく教育研究組織の改編やカリキュラム改革を進めるなど、使命・目的及び教育目的との整合性の検証と三つのポリシーの見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的及び教育目的については、学部教授会、研究科教授会、別科運営委員会及び教育研究評議会の議を経て最終的に理事会で承認されることとなっており、具体的なカリキュラム改正等を含め策定時には役員及び教職員が関与・参画し、理解と支持を得ている。

大学の使命・目的及び教育目的をホームページで公表するとともに、大学案内、学生便覧等への掲載、入学式や学位記授与式での学長式辞等の機会を通じて理解を深め、学内外に周知を図っている。

中期目標・中期計画、三つのポリシーに使命・目的及び教育目的を反映し、達成に必要な学部・学科、附属施設等の教育研究組織を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえてアドミッション・ポリシーが定められ、建学の精神と併せてホームページや大学案内に公表されている。また、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者

選抜などが公正かつ妥当な方法により適切な体制のもと運用されている。多様な人材を受入れるため、複数の入学者選抜区分を採用し、志願者の受験選択の機会を増やし、アドミッション・ポリシーに沿った資質を持つ学生を多く確保できるよう努めている。特に、大学が所在する滋賀県と連携した新たな地域枠入試制度を設け、建学の理念である地域貢献を図るべく人材の輩出に努めている。教育を行う環境確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在学学生を適切に確保している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教務委員会、学生委員会、教務課職員、学生課職員が協働で学修支援に関する運営を担っている。また、担任・チューター制を取入れ、学生が担当教員に学生生活全般に関して相談しやすい体制を整えている。TA 制度が整備されている。オフィスアワー制度を全学的に実施している。オフィスアワー制度以外にも教員は教務システムを通して学生の質問や相談に対応している。障がいのある学生については「障がいのある学生の支援に関するガイドライン」に基づき適切に配慮している。中途退学、休学などの対応及び防止対策として、チューター及び担任が学修支援の必要な学生に対し、学修支援プログラムを作成し個々に支援を行っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程内において、人間学部では学生の社会的・職業的自立のためのキャリア教育の必修科目を配置している。看護学部では社会人として必要な社会人基礎力を修得する科目を各学年に配置している。教育課程外では、キャリア形成の支援、就職活動支援、資格取得支援等を人間学部進路支援委員会と看護学部学生委員会が協議しながら行っている。主なキャリア支援は人間学部では進路面談、「就職支援ハンドブック」の配付、看護学部では就職ガイドブックによる就職面接、ビジネスマナー、履歴書の書き方等の指導を学生課職員と協働で行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス、厚生補導のための組織として、学生課を置き、運営組織として全学学生委員会、学部学生委員会が設置されている。学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談は保健室、カウンセリングセンター、学生委員会、学生課が適切に連携して対応している。カウンセリングセンターを地域の人々が気軽に相談できる施設として開放している。奨学金など学生に対する支援は、大学独自の奨学金、滋賀県看護地域枠奨学金、日本学生支援機構による奨学金を学生募集要項、ホームページ等で紹介しており、経済支援は適切に行われている。課外活動等の支援として地域における学生のボランティア活動を支援している。

〈優れた点〉

○「学生ボランティア活動への支援に関する規程」を作成し、地域連携交流センターの教職員と学生が一体となり地域貢献活動を積極的に行っている点は評価できる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育館施設、情報センター等が整備され、活用されている。特に、情報センターでは「教育支援システム」の導入により、教員用パソコンの画面をモニターで確認しながら学生が授業に取り組める仕組みになっている。図書館は十分な学術情報資料を確保しており、開館時間は学生が十分に利用できる環境にある。また、学生・教職員が自由に集い、学生が共に学びあう空間である「Learning Commons (学びあえる空間)」を提供している。バリアフリー対策として、自動ドア、建物内外の接続部分のスロープ、エレベータ、点字ブロック、障がい者用トイレや駐車場等を設置している。授業を行う学生数は授業方法や施設、設備等の条件を考慮し、教育効果を十分に担保できるように管理されている。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学生への学修支援に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、授業評価アンケートは前期・後期に加え中間アンケートを実施し、より早期に学生の意見を聴き、授業改善につなげている。また、学修支援の必要な学生を洗い出し、学年の担任とチューターが中心となり学修支援を行っている。学生生活に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、心身に関する問題はカウンセリングセンターや保健室が対応し、経済的支援の必要な学生には教職員が協働して相談に応じている。学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げる仕組みとして、学修管理システム、「一言意見箱」や学生調査があり、収集した要望や意見は関係委員会や部署で検討され、その結果は学生へ公表することにより学修環境の改善に努めている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ等で公表をしている。また、各授業のシラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーと各授業との関連性を明示しており、成績評価の基準を示すことで、単位認定基準とディプロマ・ポリシーを関連付けている。単位認定、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準は適切に設定され各委員会・教授会で厳正に適用されるとともに履修要項で学生に周知されている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーは、教育目的を反映し定められ、ホームページや履修要項において公表されている。また、シラバスは第三者チェックの実施などにより適切に整備されている。

各学部・学科におけるカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、それぞれの教育課程においてディプロマ・ポリシーに定めた目標が達成できるように一貫性をもった内容となっている。教養教育科目も設置され教育課程はカリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されている。また、アクティブ・ラーニングを導入し、学生の主体性の獲得や地域の問題解決を目的とした科目もある。授業参観やティーチング・ポートフォリオの作成と公表を実施することで教授方法の工夫と改善に取り組んでいる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価については、成績評価、授業評価アンケート、ジェネリックスキル測定テスト、ディプロマ・サプリメント、資格取得状況、就職・進路状況、学生調査・卒業生アンケートに基づき実施している。また、FD委員会を中心として授業評価アンケートの評価方法の改善を行うとともに、教務委員会と協働し、ディプロマ・ポリシーを踏まえて評価できるようにアンケート項目の見直しを行っている。教員に対しては授業評価結果を踏まえて、フィードバックし、結果に対しての報告書の提出を求めて教育内容・方法の改善に取り組んでいる。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長が大学の最高審議機関である「教育研究評議会」など主要な会議体の議長となることで、大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップスタイルを確立し、発揮できる体制を整えている。

教授会の意見を聴く必要がある教学に関する重要事項を学長が定め周知するなど、使命・目的の達成のために必要な規則等を適切に整備・運用することで、大学の意思決定における権限の分散と責任を明確にした教学マネジメントを構築している。

教学マネジメントの遂行に必要な職員は、大学事務局長のもと各種委員会を分担する各部署に適切に配置されており、その役割を明確にした教職協働体制をもって教学マネジメントの機能性を高めている。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教員の採用・昇任等の審査に必要な諸規則が適切に整備・運用され、最終的な決定権が学長に与えられていることで、教育目的及び教育課程に即した教員の確保・配置に教学サイドの意向が十分に反映される体制のもとで運営されている。

併せて、教員評価の仕組みも工夫しており、「教員個人評価に関する規程」を設け、個々の教員が自身の教育・研究活動等を自己点検・評価し、その結果を学長が評価する制度を導入している。これにより教員個々の自己改善・改革を促進し、大学の教育・研究の質的向上に努めている。

また、FD と SD を統合した「FD・SD 委員会」を設置して、全学的な研修の実施やテ

ィーチング・ポートフォリオの導入・促進等による教育の質的向上を進めるなど、組織的かつ積極的に従来の取組みを見直し、教育内容・方法等の改善に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

「SD(スタッフ・ディベロップメント)の実施方針」を教育研究評議会で策定し、目的、求める職員像などを明確にすることで、全学的な方針に基づくSDの実施に努めている。

「FD・SD委員会」において、SD研修会の具体的な計画を審議し、SDを組織的に実施している。「FD・SD委員会」において研修会のアンケート結果をもとに協議を行うなど、見直しも行っている。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備について、研究室は十分な広さとなっている。複数の教員で使用する共同研究室は、教員それぞれの席が区分けされており、研究に当たり適切な環境となっている。

「研究倫理規程」等、研究倫理に関する規則を定め厳正に運用している。

研究活動への資源配分に関する規則として「個人研究費取扱要綱」を定めている。「研究推進委員会規程」に独自の競争的資金の配分を規定している。物的支援として、科学研究費助成事業の間接経費を利用して、設備の設置や消耗品の補充を行っている。

外部資金の導入の努力として、科学研究費助成事業の獲得のための学習会を開催している。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

寄附行為において教育基本法及び学校教育法に従うことを規定し、運営している。就業規則で学校法人の諸規則の遵守を規定し、公益通報者保護や情報セキュリティに関する規則、ガバナンス・コードなど組織倫理に関する規則を整備しており、ガバナンス・コードに関してはその遵守及び実施の状況をホームページで報告している。情報の公表も学校教育法施行規則等に基づき行っており、規律と誠実性の維持に努め適切に経営されている。

中期目標・中期計画の達成に向けて、年度計画の進捗状況管理を徹底しながら教職協働で取組んでおり、大学の使命・目的の実現のため全学的に継続した努力を行っている。

また、節電・ペーパーレス化を促進し、ハラスメント防止に関するガイドライン、ストレスチェックの実施方法、危機の内容に応じた緊急連絡先一覧などを具体的かつ実践的に整備しており、環境保全、人権、安全に配慮した運営が行われている。

〈参考意見〉

○危機管理に関わるマニュアルについては未整備のため、早急な整備が望まれる。

5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事の選任は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき適切に行われている。理事の理事会への出席状況は良好であり、欠席時にはあらかじめ「理事会書面表決書」を提出するシステムが整っている。

理事会は、役員・評議員の選任等、中期目標・中期計画、予算・決算、事業計画、学則変更など学校法人及び大学運営に係る重要事項を審議しており、その使命・目的を達成するための意思決定体制は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき適切に整備され機能している。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

- 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
- 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

各理事の担務を定め、事務職員とともに業務を進める仕組みを整備し取組んでいる。また、理事長による「学長等協議」及び「学部長面談」を定期的に開催し、理事長と教学責任者による情報共有や協議が頻繁に行われている。職員の意見等は局長と各課長との定期的な面談を通してくみ上げている。こうした取組みにより学校法人及び大学の意思疎通と連携が図られ、各管理運営機関の意思決定が円滑に行われている。

監事及び評議員の選任は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき適切に行われている。監事は、理事会及び評議員会に毎回出席し、監査報告では大学運営に係る重要な指摘を行っており適切に職務が執行されている。また、評議員の評議員会への出席状況も良好で、評議員会は寄附行為に基づき運営されており、学校法人及び大学の各管理運営機関は相互チェック機能が適切に働いている。

5-4. 財務基盤と収支

- 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画（第1期 2019～2023）」及び「学校法人聖泉学園中期目標・中期計画（第2期 2024～2028）」を策定しており、各年度の収支の見込みを示す「事業活動収支予測」を策定し、経営判断の材料として活用している。

収入については、入学生の確保や外部資金の増加を計画し、支出については、人件費抑制策や経費節減策を実施することで、財務基盤の確立及び収支バランスの確保に努めている。

5-5. 会計

- 5-5-① 会計処理の適正な実施
- 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については「経理規程」「経理規程施行細則」「旅費規程」等を整備し、適正に実施している。会計処理に伴う書類については、総務課において、厳正に処理している。一定金額以上の物品購入については、相見積の取得や契約書を作成するなど、適正な会計処理に努めている。

会計監査については、監査法人が監査契約書に基づき実施している。監事の会計監査は、監査法人と連携して実施されており、監事の監査報告書には財務上の課題が記載されているなど厳正に行っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証に関する全学的な方針として「聖泉大学内部質保証の方針」を定めるとともに「聖泉大学の内部質保証に関する体制」を図式化し、内部質保証を推進する組織の権限と役割分担に関する全体像を分かりやすく明示している。

「自己点検・認証評価委員会規程」に基づく「自己点検・認証評価委員会」を中心とした内部質保証のための組織を構築し、学長が統括責任者として大学運営及び評価の責任を担い、教育、研究、管理運営等の状況についての全学的な点検・評価と改善が実施できる体制を整備している。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己点検・評価の実施について学則及び大学院学則に明記するとともに、「自己点検・認証評価委員会」を設置し、毎年度自己点検・評価を実施している。実施後には自己点検評価書を作成の上、ホームページに掲載を行い、学内のみならず学外にも広く情報を公開し

ている。

学内外のさまざまな情報の収集・分析等を通じた教育研究活動等への支援により大学改革に資することを目的とした IR 室を設置している。IR 室は学長の直轄組織として教職員で組織され、「IR 年間計画表」に基づきデータ収集や分析に取り組んでいる。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

「聖泉大学内部質保証の方針」に基づき、内部質保証につながる PDCA サイクルの仕組みを構築し、アセスメント・ポリシーにのっとり三つのポリシーを起点とした自己点検・評価を毎年度実施している。

中期目標・中期計画に基づく毎年度の年度計画について年 3 回進捗管理を行い、自己点検・評価結果を「自己点検・認証評価委員会」、学部、研究科、全学委員会等で共有している。共有された課題等については次年度の事業計画や次期中期目標・中期計画に反映しており、大学運営の改善・向上に向けた内部質保証の仕組みは機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携と社会貢献

A-1. 教育活動における地域連携の推進

A-1-① 地域連携事業推進のための大学間連携と学内体制

A-1-② 地域のニーズに即した社会貢献活動

A-1-③ カリキュラム上の地域貢献活動

【概評】

社会貢献を推進するため、「地域連携交流センター規程」を定めている。特に、近隣大学を中心とした県内の大学と連携し、地域連携事業を推進しており、「産官学・地域連携プラットフォーム」では、地域コミュニティの活性化事業のリーダー校として事業全体を推進すべく活動をしている。

また、学生地域連携交流委員会の活動や、防災サポーターチームの活動、防災士の育成などの防災という視点で、地域のニーズに即した社会貢献活動を行っている。ボランティア活動については、学生が企画・運営等、率先して社会貢献事業に取り組んでおり、地域住民から感謝の言葉をかけられるなど、相互の関係性を構築するだけでなく、学生自身が成長を実感できる機会となっている。

聖泉大学

カリキュラム上においても、ハザードマップの作成などを行う「防災論」を配置し、地域での災害時に活躍できる資質・能力の育成を図っている。加えて、専門必修科目やゼミナールにおいても地域の課題に着目し、教材の作成やさまざまな地域活動、ボランティアへの参画があり、地域密着型のカリキュラムが編成されている。

教育活動における地域連携活動に関して、地域住民に貢献できる持続可能な体制づくりを検討しており、今後の更なる成果に期待したい。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. SDGs を活用した、豊かに働き生活できるびわ湖東北部地域連携

令和 2(2020)年から、びわ湖東北部地域内の大学（滋賀大、県立大、長浜バイオ大、聖泉大）・短期大学（滋賀文教短大）・自治体（滋賀県、長浜市、米原市、彦根市）・産業界（長浜、彦根商工会議所）など 11 機関が、SDGs を活用しながら力を合わせ、それぞれ得意の分野で協働して、大学の改革を推進すると共に、地域における知の基盤としての役割を果たし、その特徴や強みを活かした地域貢献はじめ人材の育成や豊かな地域社会の構築に産官学が連携し取り組んでいる。

主な事業は、①産業振興に向けた産官学連携、②地域コミュニティの活性化、③地域を担う次世代人材の育成である。

産官学連携では、大学で行われている研究や教育の説明を専門外の人にもわかりやすく平易な文章で表現した「産官学連携ハンドブック」の発行や産官学共同研究・協働事業の支援などを行っている。

地域コミュニティの活性化では、市民教養講座や子育て応援講座などの開講のほか、地域住民の健康増進と運動習慣の定着を図るため自治体と共同してウォーキングイベントなどを行っている。

次世代人材の育成では、SDGs をテーマとした共同講義の開催など、幼・小・中・高校生の学習支援に取り組んでいる。

2. 高大連携講座

本学では、高校生が大学の授業を受講したり、本学の教員が高校に出向いて授業する「高大連携」を、県教委はじめ包括協定を結んだ高校と連携して実施している。

いずれも、将来、看護職を目指す高校生が対象で、本学の教員や学生に倣って、身体計測やバイタルサイン測定などのシャドーイング体験のほか、看護の基礎となる感染予防や体の向きを変える看護技術などを体験させ、模擬授業では、「赤ちゃんの生活を見てみよう」とか「超高齢社会と老年看護学誕生のお話し」などの講座を開講しており、例年 30 人ほどの参加者がある。

こうした取り組みを通して、看護を楽しく深く学ぶことにより、本学看護学部などへの入学がより確かなものとなるよう引き続き実施したい。

3. 学内環境改善に向けたガーデニング

本学はこれまで、学内の環境整備は、専任の職員が担当してきたが、昨年 6 月、看護学部の一教員が趣味として取り組んでいたガーデニングを学内でも取り組むことになり、呼びかけた結果、看護学部 4 年次を中心に「ガーデニング同好会」が立ち上がり、季節ごとに、ナデシコ、ヒマワリ、パンジーなどが咲くようになり、学内の環境美化はもちろん、学生同士の交流の輪が広がるなど大きな成果が出ている。

